

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年8月21日)

## 【件名】

- 1 福祉保健部所管施設の次期指定管理及び譲渡にかかる募集状況等について  
(福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、子育て応援課)・・・1
- 2 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの決定について  
(障がい福祉課)・・・3
- 3 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行に伴う県計画について  
(障がい福祉課)・・・7
- 4 平成30年度第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について  
(子育て応援課)・・・9
- 5 「とっとり妊娠SOS」相談支援事業の事業者決定について  
(子育て応援課)・・・10
- 6 鳥取ハンセン病訴訟の控訴審判決について (健康政策課)・・・11
- 7 鳥取県歯科保健推進計画の策定について (健康政策課)・・・12
- 8 若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施について  
(健康政策課)・・・13
- 9 平成30年度第2回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について  
(医療・保険課)・・・14
- 10 安定ヨウ素剤の事前配布について  
(医療・保険課)・・・15

福祉保健部

## 福祉保健部所管施設の次期指定管理及び譲渡にかかる募集状況等について

平成30年8月21日  
福祉保健課  
障がい福祉課  
長寿社会課  
子育て応援課

平成30年度末をもって指定管理期間が終了する福祉保健部所管の県有施設について、次期指定管理候補者選定及び譲渡先選定にかかる現在の状況および今後の予定を報告します。

### 1 引き続き指定管理者制度により管理する施設

#### (1) 福祉人材研修センター（鳥取市伏野） ※指名指定

- ・ 6月6日（水）に第1回指定管理候補者審査委員会を開催し、審査要項、審査表等を審査した。
- ・ 6月18日（月）から8月3日（金）まで申請書を受け付け、指名団体である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会より申請書が提出された。
- ・ 8月7日（火）に第2回指定管理候補者審査委員会（面接審査）を実施し、申請内容が適とされた。

#### 【今後のスケジュール】

平成30年8月中旬	審査結果の通知・公表
平成30年9月	県議会に指定管理者選定の議案を上程
平成31年4月1日	指定管理者による管理運営開始

#### (2) 鳥取砂丘こどもの国（鳥取市浜坂） ※公募

- ・ 6月6日（水）に第1回指定管理候補者審査委員会を開催し、募集要項、審査表等を審査した。
- ・ 6月18日（月）から8月3日（金）まで指定管理者を募集したところ、2事業者より応募があった。  
応募事業者は（一財）鳥取県観光事業団、（株）ワールドインテック鳥取
- ・ 8月9日（木）に第2回指定管理候補者審査委員会（面接審査）を実施し、（一財）鳥取県観光事業団の申請内容が適とされた。

#### 【今後のスケジュール】（1）と同様

#### (3) 障害者体育センター（鳥取市湖山町西） ※公募

- ・ 5月23日（水）に第1回指定管理候補者審査委員会を開催し、募集要項、審査表等を審査した。
- ・ 6月18日（月）から8月3日（金）まで指定管理者を募集したところ、応募がなかったため、再公募を実施予定。

#### 【今後のスケジュール】

平成30年8月下旬から同年10月上旬まで	再公募
平成30年10月中旬	第2回指定管理候補者審査委員会
平成30年10月下旬	審査結果の通知・公表
平成30年11月	県議会に指定管理者選定の議案を上程
平成31年4月1日	指定管理者による管理運営開始

## 2. 民間譲渡予定の施設

### (1) 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園（鳥取市鹿野町）

- ・ 7月6日（金）から8月3日（金）まで譲受希望者を募集したところ、1事業者より応募があった。  
応募事業者は（社福）鳥取県厚生事業団

#### 【今後のスケジュール】

平成30年8月22日	有識者の意見を聴取
平成30年8月下旬	譲渡仮契約の締結
平成30年9月	県議会に議案を上程
平成31年4月1日	譲渡先による運営開始

### (2) 皆生尚寿苑（米子市新開）

- ・ 5月31日（木）から7月17日（火）まで譲受希望者を募集したところ、1事業者より応募があった。  
応募事業者は（社福）真誠会
- ・ 7月26日（木）に有識者の意見を聴取。全員が当該法人について「適格性あり」との意見。
- ・ 8月6日（月）に入札を実施。  
入札の結果、最低入札価格以上であったため、当該法人と仮契約を締結した。

#### 【今後のスケジュール】

平成30年9月	県議会に議案を上程
平成31年4月1日	譲渡先による運営開始

## 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの決定について

平成30年8月21日  
障がい福祉課

「第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」について、8月2日（木）に予選審査会を開催し、参加申込みのあった62チーム（65校）から、10月7日（日）に開催する本大会に出場する20チームを選出しました。

### 1 本大会出場チームについて

別紙1のとおり、20チーム（22校）を選出しました。

### 2 本県からの出場チーム

以下の4チームが本大会出場チームに選出されました。

- ・米子東高等学校（初出場）〔中国・四国ブロック枠で選出〕
- ・鳥取城北高等学校（4年連続4回目）〔得点順枠で選出〕
- ・境港総合技術高等学校（5年連続5回目）〔得点順枠で選出〕
- ・琴の浦高等特別支援学校（初出場）〔初出場枠で選出〕

※このほか県内からは、鳥取豊学校・岩美高等学校（合同チーム）が参加しました。

### 3 予選審査会について

(1) 日 程 平成30年8月2日（木）

(2) 審査員

審査員長：庄崎 隆志 氏（演出家・俳優 ろう者）

審査員：小中 栄一 氏（全日本ろうあ連盟 副理事長 ろう者）

門 秀彦 氏（絵かき 聞こえる人）

寺川志奈子 氏（鳥取大学地域学部 教授 聞こえる人）

(3) 本大会出場チームの選出

参加申込みのあった62チーム（別紙2）の中から以下の方法により本大会出場チームを選出しました。

なお、北海道・東北ブロックから唯一予選参加した古川黎明<sup>ふるかわれいめい</sup>高等学校が日程の都合で本大会出場を辞退され、同ブロックからの本大会出場チームの選出がなくなり、また、広島県の清水ヶ丘高等学校が西日本豪雨災害により予選審査動画の提出を辞退されました。

#### ①地方ブロック枠（6チーム）

6つの地方ブロックごとに審査得点が最も高いチームを選出。

→ 北海道・東北ブロック枠からの選出チームがないため5チーム選出

#### ②得点順枠（12又は13チーム）

地方ブロック枠で選出されたチームを除き、審査得点が高い順に12チームを選出。

→ 北海道・東北ブロック枠と開催地枠からの選出がなかったため14チーム選出

#### ③開催地枠（1チーム）

地方ブロック枠・得点順枠に本県のチームが含まれない場合に、審査得点が最も高い本県のチームを選出。

→ 選出なし

#### ④初出場枠（1チーム）

上記の選出チーム以外で、これまで本大会出場がないチームの中で審査得点が最も大会チームを選出。

→ 1チーム選出

#### 4 予選審査結果発表会について

- (1) 日 時 平成30年8月3日（金）正午から午後0時50分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁講堂（本庁舎1階）（鳥取市東町一丁目220番地）
- (3) 発表者 審査員長 庄崎隆志 氏
- (4) 内 容

- ア 本大会出場20チームの発表
- イ 本大会の演技順の決定、選手宣誓チームの抽選
- ウ 審査員長の講評

#### (5) ライブ配信

予選審査結果発表会の様子は、公式動画チャンネルにてライブ配信しました。

[手話パフォーマンス甲子園動画チャンネル (You Tube) ]

<https://www.youtube.com/user/skoushien>

#### 5 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

- (1) 開催日時 平成30年10月7日（日） 9:00～16:00（予定）
- (2) 会 場 米子コンベンションセンター多目的ホール
- (3) 出 場 予選を通過した20チーム
- (4) 内 容 手話を使った歌唱、ダンス、演劇等のパフォーマンス
- (5) その他

#### ア 交流会の開催

(ア) 日 時 平成30年10月6日（土）18:00～20:00

(イ) 場 所 ANAクラウンプラザホテル米子（米子市久米町53-2）

(ウ) 参加者 本大会に出場するチーム関係者、本大会出演者、来賓（支援団体、協賛団体、国及び県議会議員等）、手話パフォーマンス甲子園実行委員会委員、その他大会関係者

## 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 本大会出場チーム一覧 (予選審査結果)

【①地方ブロック枠(5チーム)】※各ブロックで最上位チームを選出

ブロック名	都道府県名	学校名	よみ	得点	本大会出場回数
北海道・東北	-	選出なし(古川黎明高等学校が本大会出場辞退)	-	-	-
1 関東	東京都	中央ろう学校	ちゅうおうろう	176	3回目
2 中部	愛知県	岡崎東高等学校	おかざきひがし	173	3回目
3 近畿	奈良県	奈良県立ろう学校	ならけんりつろう	177	5回目
4 中国・四国	鳥取県	米子東高等学校	よなごひがし	171	初出場
5 九州・沖縄	沖縄県	真和志高等学校	まわし	183	5回目

【②得点順枠(14チーム)】※①を除く上位14チームを選出

ブロック名	都道府県名	学校名	よみ	得点	本大会出場回数
1 関東	神奈川県	横浜南陵高等学校	よこはまなんりょう	176	3回目
2 九州・沖縄	熊本県	熊本聾学校	くまもとろう	172	4回目
3 中部	愛知県	杏和高等学校	きょうわ	172	4回目
4 九州・沖縄	福岡県	三井高等学校	みい	171	5回目
5 中部	石川県	田鶴浜高等学校	たつるはま	169	5回目
6 中国・四国	広島県	ノートルダム清心高等学校・広島南特別支援学校	のーとるだむせいしん・ひろしまみなみとくべつしえん	167	2回目・初出場
7 中国・四国	愛媛県	済美高等学校	さいび	167	初出場
8 関東	東京都	立川ろう学校・富士森高等学校	たちかわろう・ふじもり	165	3回目・初出場
9 中国・四国	鳥取県	鳥取城北高等学校	とっとりじょうほく	164	4回目
10 近畿	奈良県	聖心学園中等教育学校	せいしんがくえん	163	3回目
11 九州・沖縄	熊本県	黒石原支援学校	くろいしはるしえん	162	初出場
12 近畿	兵庫県	鳴尾高等学校	なるお	162	初出場
13 中国・四国	鳥取県	境港総合技術高等学校	さかいみなとそうごうぎじゅつ	162	5回目
14 関東	神奈川県	日本女子大学附属高等学校	にほんじょしだいがくふぞく	161	初出場

【③開催地枠(選出なし)】※①・②に鳥取県チームが含まれるため選出なし

ブロック名	都道府県名	学校名	よみ	得点	本大会出場回数
1 -	-	選出なし	-	-	-

【④初出場枠(1チーム)】※①・②・③を除きこれまで本大会に出場したことのない最上位チームを選出

ブロック名	都道府県名	学校名	よみ	得点	本大会出場回数
1 中国・四国	鳥取県	琴の浦高等特別支援学校	ことのうらこうとうとくべつしえん	159	初出場

【本大会の演技順】

順番	都道府県名	学校名	備考
1	鳥取県	琴の浦高等特別支援学校	
2	鳥取県	鳥取城北高等学校	
3	神奈川県	日本女子大学附属高等学校	
4	鳥取県	境港総合技術高等学校	
5	広島県	ノートルダム清心高等学校・広島南特別支援学校	
6	愛媛県	済美高等学校	
7	東京都	立川ろう学校・富士森高等学校	
8	奈良県	聖心学園中等教育学校	
9	兵庫県	鳴尾高等学校	選手宣誓チーム
10	熊本県	黒石原支援学校	
11	東京都	中央ろう学校	
12	沖縄県	真和志高等学校	
13	熊本県	熊本聾学校	
14	愛知県	岡崎東高等学校	
15	鳥取県	米子東高等学校	
16	福岡県	三井高等学校	
17	神奈川県	横浜南陵高等学校	
18	愛知県	杏和高等学校	
19	石川県	田鶴浜高等学校	
20	奈良県	奈良県立ろう学校	

## ■参加申込 62チーム(65校)

ブロック名	チーム数	学校数	No.	都道府県	【別記】学校名	よみ	※ 予選参加 申込実績	備考
北海道・東北ブロック	1チーム	1校	1	宮城県	古川黎明高等学校	ふるかわれいめい	2	※本大会出場辞退
関東ブロック	13チーム	16校	2	埼玉県	ふじみ野高等学校	ふじみの	初	
			3	埼玉県	熊谷高等学校	くまがや	2	
			4	埼玉県	誠和福祉高等学校	せいわふくし	2	
			5	千葉県	西武台千葉高等学校	せいぶだいちば	初	
			6	東京都	立川ろう学校	たちかわ	3	
			7	東京都	富士森高等学校	ふじもり	初	合同チーム
			8	東京都	青峰学園	せいほうがくえん	初	
			9	東京都	中央ろう学校	ちゅうおうろう	3	
			10	東京都	大泉桜高等学校	おおいずみさくら	5	
			11	東京都	潤徳女子高等学校	じゅんとくじょし	3	
			12	東京都	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	つくばだいがくふぞくまりがおかとくべつしえん	初	
			13	東京都	筑波大学附属駒場高等学校	つくばだいがくふぞくこまば	初	合同チーム
			14	東京都	筑波大学附属坂戸高等学校	つくばだいがくふぞくさかど	初	
			15	東京都	クラーク記念国際高等学校東京キャンパス	くらーきねんこくさい	4	
16	神奈川県	横浜南陵高等学校	よこはまなんりょう	4				
17	神奈川県	日本女子大学附属高等学校	にほんじょしだいがくふぞく	初				
中部ブロック	13チーム	11校	15	石川県	田鶴浜高等学校	たつるはま	5	
			16	福井県	啓新高等学校	けいしん	5	
			17	山梨県	身延山高等学校	みのぶさん	5	
			18	岐阜県	岐阜豊学校	ぎふろう	初	
			19	静岡県	掛川工業高等学校A	かけがわこうぎょう	3	同一校
			20	静岡県	掛川工業高等学校B	かけがわこうぎょう	3	同一校
			21	静岡県	熱海高等学校	あたま	2	
			22	愛知県	岡崎東高等学校	おかざきひがし	3	
			23	愛知県	杏和高等学校	きょうわ	4	
			24	愛知県	修文女子高等学校	しゅうぶんじょし	初	
			25	愛知県	安城生活福祉高等専修学校	あんじょうせいかつふくし	4	
26	愛知県	桜花学園高等学校Aチーム	おうかがくえん	4	同一校			
27	愛知県	桜花学園高等学校Bチーム	おうかがくえん	4	同一校			
近畿ブロック	11チーム	11校	28	滋賀県	八幡高等学校	はちまん	5	
			29	京都府	京都八幡高等学校南キャンパス	きょうとやわた	3	
			30	京都府	日星高等学校	にっせい	初	
			31	大阪府	松原高等学校	まつばら	5	
			32	大阪府	昇陽高等学校	しょうよう	3	
			33	兵庫県	鳴尾高等学校	なるお	3	
			34	兵庫県	いぶき明生支援学校	いぶきめいせい	2	
			35	兵庫県	社高等学校	やしろ	2	
			36	兵庫県	六甲アイランド高等学校	ろっこうあいらんど	初	
			37	奈良県	聖心学園中等教育学校	せいしんがくえん	3	
中国・四国ブロック	15チーム	17校	38	奈良県	奈良県立ろう学校	ならけんりつろう	5	
			39	鳥取県	鳥取城北高等学校	とっとりじょうほく	5	
			40	鳥取県	境港総合技術高等学校	さかいみなとそうごうぎじゅつ	5	
			41	鳥取県	米子東高等学校	よなごひがし	初	
			42	鳥取県	琴の浦高等特別支援学校	ことのうら	初	
			43	鳥取県	鳥取壘学校	とっとりろう	4	合同チーム
			44	鳥取県	岩美高等学校	いわみ	5	
			45	岡山県	美作高等学校	みまさか	初	
			46	広島県	清水ヶ丘高等学校	しみずがおか	初	※西日本豪雨災害により動向提出辞退
			47	広島県	ノートルダム清心高等学校	のーとるだむせいしん	2	合同チーム
48	広島県	広島南特別支援学校	ひろしまみなみとくべつしえん	初				
49	徳島県	城南高等学校	じょうなん	初				
50	徳島県	鳴門高等学校	なると	3				
51	香川県	尽誠学園高等学校	じんせいがくえん	初				
52	香川県	高松南高等学校	たかまつみなみ	3				
53	愛媛県	聖カタリナ学園高等学校	せいかたりながくえん	2				
54	愛媛県	済美高等学校	さいび	初				
55	愛媛県	新田菁雲中等教育学校	にったせいうん	2				
九州・沖縄ブロック	9チーム	9校	54	福岡県	大和青藍高等学校	やまとせいらん	4	
			55	福岡県	三井高等学校	みい	5	
			56	佐賀県	神埼清明高等学校	かんざきせいめい	2	
			57	長崎県	平戸高等学校	ひらど	3	
			58	熊本県	黒石原支援学校	くろいしはる	初	
			59	熊本県	熊本壘学校	くまもとろう	4	
			60	大分県	大分東明高等学校	おおいたとうめい	5	
61	沖縄県	真和志高等学校	まわし	5				
62	沖縄県	陽明高等学校	ようめい	3				

※予選参加申込実績欄 数字は参加回数(今大会含む)、「初」:初参加校

# 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行に伴う県計画について

平成30年8月21日  
障がい福祉課

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」が本年6月13日に公布、施行されました。（同法の概要については別紙のとおり）

同法において、国においては「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を定め、地方公共団体においてもそれぞれの計画の策定が努力義務とされているため、本県として、計画策定に取り組むこととしました。

本計画は、鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会における検討の後、パブリックコメントを実施し、本年10月頃の策定を予定しています。

## 1 本県計画の方向性（案）

法に基づき、以下の事項を柱として策定する。

- ① 文化芸術の鑑賞機会の拡大
- ② 文化芸術の創造機会の拡大
- ③ 文化芸術の作品等の発表機会の確保
- ④ 芸術性価値が高い作品等の評価等
- ⑤ 権利保護の推進
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進
- ⑧ 相談体制の整備等
- ⑨ 人材育成等

## 2 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」臨時会議（第1回）の概要（平成30年8月1日）

### （1）委員会の概要

障がい者の芸術・文化活動について、関係団体や市町村と連携し県内一体となって推進していくため同委員会を設置。障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

（構成委員）障がい福祉関係団体、障がい者アーティスト、芸術文化団体、障がい福祉サービス事業所、行政機関等

### （2）臨時会議での主な意見

- 一般県民への障がいのある人の文化芸術活動への取組の周知が不十分である。
- 障がいのある人が、幅広い分野の選択肢の中から自分に合った分野に取り組むことができるよう支援してほしい。

## 3 今後の予定

8月28日：「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」臨時会議（第2回）

9月上旬：計画（案）についてパブリックコメントを実施

10月：計画策定



**法案の背景・目的(1条)**

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進  
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

**基本理念(3条)**

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

**基本的施策**

- |   |  |
|---|--|
| <p>① <b>文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進</li> <li>・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など</li> </ul> <p>② <b>文化芸術の創造の機会の拡大(10条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など</li> </ul> <p>③ <b>文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設における発表のための催しの開催推進</li> <li>・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など</li> </ul> <p>④ <b>芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備</li> <li>・ 保存場所の確保 など</li> </ul> <p>⑤ <b>権利保護の推進(13条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権等の制度に関する普及啓発</li> <li>・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表</li> <li>・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など</li> </ul> | <p>⑥ <b>芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など</li> </ul> <p>⑦ <b>文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援</li> <li>・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供</li> <li>・ 国際的な催しへの参加促進 など</li> </ul> <p>⑧ <b>相談体制の整備等(16条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など</li> </ul> <p>⑨ <b>人材の育成等(17条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など</li> </ul> <p>⑩ <b>情報の収集等(18条)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など</li> </ul> <p>⑪ <b>関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)</b></p> |
|---|--|

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

- 【推進体制】(20条)** 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置
- 【財政措置等】(6条)** 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

## 平成30年度第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について

平成30年8月21日  
子育て応援課

結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくり、特に企業や各種団体などと連携を強化し、地域で子育て支援を行う機運の醸成を図る施策を検討するため、「子育て王国とっとり実現チーム」の第1回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

- 1 日時 平成30年7月27日(金) 13:30~14:30
- 2 場所 第4応接室(本庁舎3階)
- 3 参集 野川副知事(チーム長)、元気づくり推進局、子育て王国推進局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、子育て応援課、長寿社会課、県立鳥取ハローワーク、とっとり働き方改革支援センター、小中学校課、高等学校課、鳥取労働局雇用環境・均等室長

### 4 概要

#### (1) チームの目標と基本方針を確認

目標：企業や各種団体など地域との連携を強化し、更なる結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくりを推進。

基本方針：2030年に希望出生率(1.95)の実現。そのステップとして2018年に合計特殊出生率1.72を実現。

#### (2) 今年度の事業展開及び今後の方向性について議論

基本方針を踏まえ、保育料無償化や在宅育児への支援、医療費助成等、子育て支援施策の充実を更に進める。本年は、結婚希望者を地域全体で応援する機運醸成、支援の強化を図る。

#### ア 結婚を希望する方を地域全体で応援する取組の実施

- 「えんトリー」の機能強化やPRによる更なる出会いの機会の創出
  - ・ビッグデータシステムの導入や鳥根県等近隣県との連携
  - ・県外在住県内出身者、県外進学者を対象とした、県外本部が行う大学・就職説明会等での「えんトリー」のPR [県外本部との連携]
  - ・県との包括協定締結企業・団体における「えんトリー」の積極的なPR及び加入促進
- 地域全体での結婚応援
  - ・結婚支援(仲人等)を行っている個人・地域団体の掘り起こしと顕彰を通じた地域での結婚支援の促進 [民間等との連携]
  - ・県との包括協定締結企業・団体との連携による結婚支援の取組の働きかけ [民間等と連携]
  - ・首都圏及び関西圏で民間事業者が実施する県出身者を対象とした婚活イベントにおける鳥取県の結婚支援のPR [県外本部との連携]

#### イ 地域における子育てしやすい職場環境の整備

- ・企業へのキャラバンによる妊婦体験、家事・育児の方法等の普及啓発
- ・企業子宝率調査結果を活用した子育てしやすい職場環境の整備促進
- ・イクボス、ファミボス及び働き方改革の推進による子育て環境整備

#### ウ キャリア教育の機会を活用したライフプラン学習の充実

- ライフプランに関する学習を通じた未婚化・晩婚化の改善
  - ・高校におけるキャリア教育の一環としてライフプランを考える啓発セミナーの拡充検討

#### (3) 鳥取労働局からの説明

- ア 働き方改革関連法の順次施行について(本年4月~)
  - ・時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差の禁止
- イ 育児・介護休業法の改定(平成29年10月施行)
  - ・育児休業期間の最長2歳までの延長、従業員への育児休業制度の周知及び育児目的休暇の創設についての努力義務の創設
- ウ 平成30年度の両立支援等助成金のメニュー

## 「とっとり妊娠SOS」相談支援事業の事業者決定について

平成30年8月21日

子育て応援課

本県における予期しない、思いがけない妊娠に悩む当事者からの相談に応じ、その内容に応じて適切に医療機関や支援機関に繋げることで、本県における虐待死亡等の未然防止や母体の安全、健康の保護に繋げるため、民間団体に委託し、新たに相談窓口を開設します。

その委託事業者が決定したのでご報告します。

### 1 委託先 産後ケアやわらかい風（代表 川口映子氏）（鳥取市西品治805）

（事業所概要）

- ・平成28年8月 助産所「産後ケアやわらかい風」開設
- ・妊産婦のケアや相談業務を行うとともに、乳児のケアを行っている。

### 2 相談窓口（概要）

- （1）開設日 9月上旬（開設日調整中）
- （2）相談日時 毎週火曜日、土曜日 午前10時から午後8時まで
- （3）相談方法 電話、メール相談、対面による相談  
電話番号：0857-20-3941  
メール：やわらかい風ホームページ中の入力フォームによる  
(<https://yawakaze.org/>)
- （4）実施地域 県内全市町村
- （5）対象者 相談を希望される者
- （6）その他 相談内容によっては、必要に応じて受診等の同行支援を行います。

# 鳥取ハンセン病訴訟の控訴審判決について

平成30年8月21日  
健康政策課

鳥取ハンセン病訴訟について、平成30年7月24日に広島高等裁判所松江支部において、以下のとおり控訴審の判決がありましたので報告します。

なお、控訴人側が7月30日付けで広島高等裁判所松江支部に「上告状兼上告受理申立書」を提出しており、今後、上告理由書及び上告受理申立理由書の提出の後、最高裁判所において審理が行われる予定です。

## 1. 事件の概要

- (1) ハンセン病に罹患したがハンセン病療養所等に入所することなく在宅療養をしていた控訴人の亡母が受けた被害についての国家賠償請求権を控訴人が相続したことを原因とする請求
- (2) 亡母の家族として控訴人が受けた固有の被害を原因とする国家賠償請求
- (3) 上記について、国及び県に対して連帯支払いで1,925万円及び当該金額の遅延損害金を請求

## 2. これまでの経緯

年月日	内容	判決主文
平成22年 4月30日	訴訟提起 (平成22年(ワ)第110号訴訟)	原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。
平成27年 9月 9日	第一審判決	
平成27年 9月15日	控訴提起 (平成27年(ネ)第77号訴訟)	本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。
平成30年 7月24日	控訴審判決	

※控訴審における実母及び控訴人の県への請求に対する判決要旨

- ・ 県が国会議員、内閣及び厚生大臣の加害行為について費用負担者（国家賠償法第3条第1項）としての責任を負う余地はない。
- ・ 隔離政策などのハンセン病対策事業は国の機関委任事務とされ、鳥取県による隔離政策の遂行及び無らい県運動の推進も国の機関として厚生大臣の包括的な指揮監督の下で実施されたものであり、鳥取県独自の政策であるとはいえない。

## 3. 今後の見込み

- 上告状及び上告受理申立書の書面審査 <高等裁判所> ※8月9日県は受理  
↓ 書面審査の上、「上告提起通知書」及び「上告受理申立通知書」を送付 (高等裁判所→当事者双方)
- 「上告理由書」及び「上告受理申立理由書」の提出 <控訴人→高等裁判所>  
↓ ~ 上告受理通知書送達日の翌日から起算して50日以内 ~
- 最高裁判所への記録送付 <高等裁判所→最高裁判所>  
↓
- 「書類送付を受けた」旨の通知 <最高裁判所→当事者双方>  
↓
- 最高裁判所での審理
  - ☆上告の上告事由を認めない場合 ⇒ 「上告を棄却」
  - ☆上告受理申立の上告事由を認めない場合 ⇒ 「上告不受理」
  - ☆上告又は上告受理申立の上告事由が認められる場合  
⇒ 「破棄差戻し」 原判決を破棄して事件を原裁判所に差し戻す  
「破棄自判」 最高裁判所自身が結論を特定する

## (参考) ハンセン病問題に係る県の取組 (平成30年度)

ハンセン病に対する差別・偏見を解消するため、パネル展示、学校での学習会等により正しい知識の普及啓発を進めるとともに、訪問事業等を通じて療養所入所者との交流を進めている。

- ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識を持っていただくため、県内の保健センター、図書館、公民館等11ヶ所でパネル展示を実施中(6~8月)
- ハンセン病問題に対する理解を深めて、ハンセン病等の差別解消を図るため、県内の小中高等学校に講師を派遣してハンセン病問題学習会を開催(33校で実施予定)
- 多摩全生園(東京都)(6/15)、菊池恵楓園(熊本県)(6/20)、長島愛生園(岡山県)(9/4 予定)の3療養所を県職員が訪問し、入所者の意見要望等の聞き取りを実施するとともに、郷土の特産品(二十世紀梨)、地方情報誌(とっとりNOW)等を全国4療養所に送付
- ハンセン病問題に対する啓発を行うため、県民から参加者を募集して、長島愛生園と邑久光明園を訪問し、ハンセン病問題に係る学習、入所者との交流事業を10月23日(火)に実施予定(70名程度を募集)

# 鳥取県歯科保健推進計画の策定について

平成30年8月21日  
健康政策課

## 1 概要

本県の歯と口腔の健康づくりについては、鳥取県健康づくり文化創造プラン（健康増進法に基づく健康増進計画）の「歯・口腔の健康」分野に位置づけて推進してきましたが、生活習慣病や高齢化の進展等による糖尿病・心疾患・認知症・フレイル（虚弱）など、県民の健康づくりを推進する上で、歯と口腔の健康づくりが今後ますます重要となってきたこと等を踏まえ、この度、単独の計画として策定するものです。

今後、パブリックコメント、関係団体への意見聴取の結果を反映し、最終案を取りまとめる予定です。

## 2 計画の主な内容

### (1) 基本理念

- ① 県民一人一人が、歯と口腔の健康づくりについて、生涯にわたる健康の保持増進に欠くことができないものであることを深く理解し、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に主体的に取り組む。
- ② 県民が、その居住する地域にかかわらず、その年齢、心身の状況等に応じて適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりのための保健及び医療に関するサービスを受けることができる環境を整備する。
- ③ 歯と口腔の健康づくりが、健やかで質の高い社会生活の実現に資することを踏まえ、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及び取組の相互の連携を図る。

### (2) 目指す方向性

- 80歳になっても20歯以上の歯を保ち（8020運動）、生涯自分の歯でおいしく食べる。
  - ・ 歯科健診（検診）受診率向上による歯周病予防の強化と罹患率の減少
  - ・ 乳幼児期及び学齢期のむし歯の更なる減少と学齢期からの歯肉炎予防
  - ・ 乳幼児期から高齢期までの口腔機能の獲得、維持、向上（80歳で20歯以上の歯を保つ）

### (3) 具体の主な数値目標

- 自分の歯を有する者の割合を増やす（80歳代で20歯以上）35.1%（H28）→40%以上（H35）
- むし歯のない子どもの割合の増加（3歳児）87.8%（H28）→100%（H35）
- 歯周病を有する者の減少（高校生）5.3%（H28）→3%以下（H35）
- 市町村が実施する歯科健診受診率の増加（後期高齢者）1.9%（H29）→6%（H35）
- 障がい児者の歯科治療に対応できる医療機関の増加 54施設（H29）→80施設（H35） など

### (4) 主な取組内容

項目	主な取組内容
妊娠期	○妊産婦歯科健診の普及 ○妊婦の歯と口の健康づくりに関する情報提供
乳幼児期	○フッ化物塗布、フッ化物洗口等の推進 ○食育との連携により、口腔機能向上の推進
学齢期	○フッ化物洗口等の推進 ○学校における歯・口の健康づくりの推進 ○運動時における歯と口腔の外傷予防 ○ハイリスク者へのアプローチ
成人期	○歯周疾患検診の普及 ○職域・地域での歯科保健の体制づくり ○歯科医科連携の強化
高齢期	○口腔ケア等についての情報提供 ○在宅歯科診療の推進
障がい児者	○障がい児者診療の対応可能な医療機関の情報提供
要介護者	○高齢者福祉施設における歯科健診の推進
基盤整備	○人材の育成・確保 ○多職種連携 ○災害時の歯科保健活動

### (5) 計画期間

平成30～35年度

## 3 今後のスケジュール

- 8月 鳥取県8020運動推進協議会委員へ意見聴取
- 9月 パブリックコメントの実施
- 10月 鳥取県8020運動推進協議会にて最終協議
- 11月 常任委員会報告
- 12月 策定・公表

# 若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施について

平成30年8月21日  
健康政策課

若年者の自死対策の相談体制の構築に繋げるため、若年者を対象とした、SNS（LINE、Twitter）を活用したオンラインカウンセリング実証事業を9月10日（月）から9月30日（日）までの21日間、自殺予防週間（9月10日（月）～9月16日（日））の開始に合わせて実施します。

## 1 事業内容

### (1) 相談方法

LINE、TwitterによるSNSを活用した相談

※QRコード等からLINE、Twitterの相談アカウントにアクセスし、「相談したい」と書き込み、相談を開始

複数の利用者から相談がある場合や相談時間外については自動応答で一時対応、その後対応可能になり次第、順次相談対応

### (2) 相談期間

9月10日（月）～9月30日（日）（21日間）

### (3) 相談時間

午後5時～午後9時（4時間）

### (4) 対象者

概ね40歳までの方

### (5) 委託先

東京メンタルヘルス株式会社

## 2 今後のスケジュール

時期	内容
8月～	○事業実施の周知 市町村、県内の教育機関、関係機関等へチラシ等の配布、新聞広告、ホームページ掲載等
9月10日	○若年者オンラインカウンセリング実証事業の開始（～9月30日）
9月10日、14日	○「自殺予防週間」街頭キャンペーンの実施 JR鳥取駅、イオン日吉津店
10～11月	○若年者自死対策相談支援体制に係る意見交換会の開催 実証事業の結果を踏まえ、平成31年度以降の体制を検討

## 平成30年度第2回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成30年8月21日

医療・保険課

- 1 日時 平成30年7月23日（月） 午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 大栄農村環境改善センター
- 3 出席者 市町村国保主管課長、鳥取県国民健康保険団体連合会事務局長 等
- 4 主な内容

第1回会議での検討結果を踏まえ、国保事務の統一化・標準化に向けた取組や、平成31年度の保険者努力支援制度、納付金等の算定に向けた作業などについて、次のとおり検討を進めていくことで合意。

### (1) 国保事務の統一化・標準化について

#### ○被保険者証等の統一と市町村標準事務処理システムの導入について

- ・被保険者証等については、平成32年度から現行の世帯単位から個人単位での発行に切り替えられるのを契機に、発行月などの運用を含めて今後も統一化を検討する。
- ・国が推奨する標準事務処理システムの導入については、各市町村の国保関係システムと住基・税情報との連携状況等の実態調査結果を踏まえ、導入によるメリット、デメリットを提示。
- ・8月2日に市町村担当者向けの説明会を開催（国保中央会等の説明）し、事務処理標準システムの機能等を理解していただいた上で、各市町村での導入の可否について、改めて検討を行う。

### (2) 平成31年度保険者努力支援制度について

○平成31年度における同制度の市町村への交付分について、予算規模、平成30年度の評価項目・評価点数との違い等について説明し、今後市町村が取組を推進させるための方策等を意見交換し、県全体で底上げしていくことを確認した。

- ・県の健康健民マイレージ事業とタイアップした個人のインセンティブの取組の推進
- ・県が本年10月策定予定の県糖尿病重症化予防プログラムに沿った取組の推進 等

#### 《参考：保険者努力支援制度》

平成30年度からの国保制度改革に伴い、市町村や都道府県等が実施する特定健診等受診率の向上や重症化予防などの取組状況に応じて評価、交付金が交付され、一層の医療費の適正化を支援する制度として創設。

#### 【平成30年度の交付額】

区分	全国	鳥取県	
		交付金総額	一人当たり交付額
都道府県分	約500億円	229,913千円	1,797円
市町村分	約500億円	176,359千円	1,378円

### (3) 平成31年度に向けた納付金の算定について

#### ○納付金算定のスケジュールについて

- 平成30年度と同様
- 10月下旬 国からの仮係数を基に試算（具体的な検討の開始）
  - 12月下旬 国からの確定係数を基に本算定
  - 1月上～中旬 市町村ごとの納付金の決定

#### ○納付金算定の方法について

- ・医療費指数の取扱いや激変緩和措置等の検討。
- ・今後も担当者による作業部会や当会議で引き続き検討を行うこととする。

## 安定ヨウ素剤の事前配布について

平成30年8月21日  
医療・保険課

県と米子市及び境港市は、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、下記のとおり9月下旬から安定ヨウ素剤の事前配布を行います。

### 記

#### 1 安定ヨウ素剤を事前配布する目的

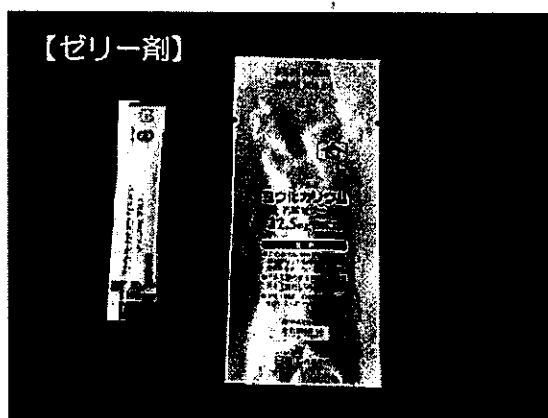
- ・原発事故が起きた際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があるが、安定ヨウ素剤を服用しておくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果がある。
- ・そのため、国や県等から服用指示があった際には、最寄りの一時集結所に備蓄している安定ヨウ素剤を服用していただくことになるが、障がいや病気などのため速やかに一時集結所等で受け取ることが困難な方に対して、事前配布するもの。

#### 【国の原子力災害対策指針】

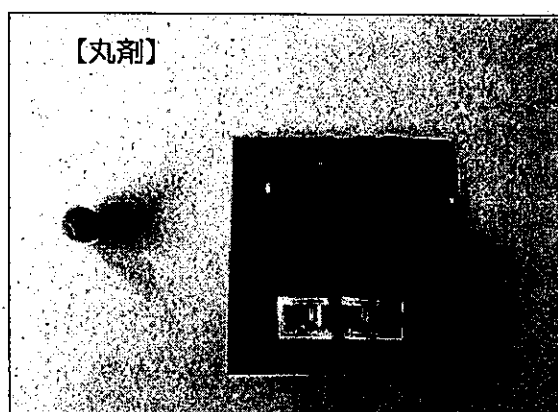
○PAZ（原発5キロ圏内）では事前配布の体制を整備とされているが、UPZ（原発5～30キロ圏内）では、避難等の際に学校や公民館等で配布する等の配付手続きを定め、適切な場所に備蓄すると規定。

例外的に、受取が困難な地域で地方公共団体が必要と判断する場合に、事前配布できる。

#### 【事前配布する安定ヨウ素剤】



※3歳未満の乳幼児が対象



※3歳以上が対象

#### 【配布する安定ヨウ素剤の種別・服用量】

区 分	ヨウ化カリウム量	種別・服用量
生後1ヶ月以上～3歳未満	32.5 mg	ゼリー剤・1包
3歳以上～小学6年生	50 mg	丸剤・1丸
中学生以上	100 mg	丸剤・2丸

#### 2 事前配布の対象地域

UPZ圏内（島根原子力発電所から概ね5km～30km圏内）

※境港市にあっては全域、米子市にあっては30kmの境界の自治会を含む地域



### 3 事前配布の対象者

上記2の地域に居住する住民であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 原子力災害発生時に安定ヨウ素剤を一時集結所で配付する際に、以下のような理由により速やかに受け取ることができない者

- ①障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ②高齢者や障がい者、小さい子ども等が世帯におり、緊急時に受け取りに行くことが難しい
- ③緊急時に受け取る場所(一時集結所)までの距離が遠い
- ④その他速やかに受け取ることができない合理的理由がある

(2) 事前配布を希望する者

### 4 事前配布説明会の日程及び会場

【米子市居住者】

開催日	時間	会場
9月29日(土)	19:00~21:00	富益公民館
10月3日(水)	14:00~16:00	大篠津公民館
10月11日(木)	19:00~21:00	河崎公民館
10月14日(日)	14:00~16:00	住吉公民館

【境港市居住者】

開催日	時間	会場
9月30日(日)	14:00~16:00	境港市保健相談センター
10月3日(水)	19:00~21:00	
10月6日(土)	19:00~21:00	
10月11日(木)	14:00~16:00	

※参加しやすいように概ね中学校区で開催し、〔平日：休日〕また〔日昼：夜間〕と組み合わせて時間を設定。

### 5 受取方法

①上記3により配付を希望する該当者は、米子市、境港市、県西部総合事務所福祉保健局の窓口、両市・県のホームページで配布申請書入手し、申請期間：8月1日～31日までに米子市又は境港市に郵送等で提出する。

②自宅等に送付される案内により、上記4の事前配布説明会に参加する。

③会場に必要な説明や問診を受けた後、安定ヨウ素剤を受け取る。

※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないと医師に判断された場合は配布しない。

【安定ヨウ素剤の副作用】

・安定ヨウ素剤を服用した際に、まれに副作用(一般的な過敏症、嘔吐、下痢、頭痛、息切れなど)により体調に異変が起こる場合がある。

### 6 配布後の管理及び薬剤の交換

・安定ヨウ素剤については、国・県又は市の指示があつてから服用しなければならないので、服用指示があるまでは配布された安定ヨウ素剤を誤って服用したり、紛失しないように適切に保管・管理する必要がある。

・UPZ圏外に転出等をする場合には、その際に安定ヨウ素剤を返却する。

・その他、安定ヨウ素剤の有効期限(製造後3年間)が到来する前に交換したり、進学等により薬剤の種別や服用量を変更する必要がある。